

パレスチナ・ガザ地区の即時停戦及び更なる医療・人道支援等を求める意見書

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況は、「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。

この間、イスラエル軍は、難民キャンプへの連続的な空爆など、大規模攻撃を行い、多数の民間人が犠牲となっている。ガザを封鎖し、電気、水、食料、医薬品の供給を妨げ、住民を命の危険にさらしている。ガザ北部の住民に南部への移動を命じていることも、深刻な人道的災厄を招いている。10月7日以降の2カ月間で、1万7千人以上が犠牲となった。子どもと女性の犠牲者が7割を超えるとの報道もある。

国連の人権専門家7人は連名で、ガザの事態について国際法違反である「ジェノサイド（集団殺害）の重大な危険」と厳しく警告している。

今回のガザ危機の直接の契機は、10月7日のハマスによる国際法違反である無差別攻撃だが、イスラエルがハマスの攻撃に対する「自衛権」をたてに圧倒的な軍事力を行使した報復を行い、ガザでのジェノサイドを行うことは、決して許されるものではない。

ガザの深刻な人道的危機を打開するためには、イスラエルがガザ攻撃を即時中止し、双方が、即時停戦のための交渉のテーブルにつくことが急務である。

12月12日国連総会において「人道的停戦」を求める決議が、日本を含む153か国の賛成で採択された。

本市議会は、この決議を心より歓迎し、日本政府に対し、国際社会と連携し、ガザ地区の即時停戦、人質の全員の解放への働きかけをより強固なものにするとともに更なる医療・人道支援等を早急に実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
外務大臣		
防衛大臣		